国土交通省

東北運輸局プレスリリース

令和元年７月１８日
国土交通省東北運輸局

消費税率引上げに伴う鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します。（東北運輸局権限事業者申請分）

消費税率の１０％への引上げに伴う鉄道事業の旅客運賃の上限変更について、本日までに各鉄道事業者から認可申請がありました。
当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、別添の要領にて御意見を募集します。

○消費税率の引上げに伴う鉄道事業の旅客運賃の上限変更について

消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、最終的には消費者が負担するものであることから、その引上げに当たっては、旅客運賃等（鉄道事業法第１６条第１項）の変更により、円滑かつ適正な転嫁を行うことを原則としています。
具体的には、事業全体として１０８分の１１０以内の増収であることを前提として、より正確な転嫁を可能とする１円単位の運賃を認めるとともに、利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮することとしています。

○各鉄道事業者の申請の概要（東北運輸局権限事業者申請分）

別紙１ 参照

○意見募集期間

令和元年７月１８日（木）から令和元年７月３１日（水）まで

○意見の提出先・提出方法

別紙２「意見募集要領」参照

［参考］

○鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）

第十六条　鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

３～５（略）

＜お問い合わせ先＞
東北運輸局 鉄道部 計画課
佐々木・村林・佐藤
TEL：０２２－７９１－７５２６

別紙1

各鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請の概要
（東北運輸局権限事業者申請分）

申請日	申請者名	改定率（%）				実施予定日	備考
		定期外	定　期	料 金	合　計		
元. 7. 9	津軽鉄道株式会社	2.028	1.846	0.000	1.809	元. 10. 1	
元. 7. 8	弘南鉄道株式会社	1.942	1.671	－	1.812	元. 10. 1	
元. 7. 12	青い森鉄道株式会社	1.772	1.858	1.895	1.800	元. 10. 1	
元. 7. 11	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	1.794	1.857	0.000	1.739	元. 10. 1	
元. 7. 10	三陸鉄道株式会社	1.849	1.845	－	1.848	元. 10. 1	
元. 7. 12	阿武隈急行株式会社	1.970	1.656	－	1.820	元. 10. 1	
元. 7. 11	仙台空港鉄道株式会社	2.188	0.204	－	1.849	元. 10. 1	(1 円単位導入済)
元. 7. 9	福島交通株式会社	1.763	1.977	－	1.851	元. 10. 1	
元. 7. 8	会津鉄道株式会社	1.649	1.858	3.466	1.819	元. 10. 1	

注１．上記の他、由利高原鉄道株式会社及びアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社については、事前届出制である実施運賃のみ現行の上限認可額の範囲内で改定予定のため、今後届出がなされる予定です。
２．新幹線特急料金以外の料金については事前届出制となっています。
３．上記の表における改定率は小数点第４位を四捨五入したものを表示していますが、いずれの事業者も改定率の合計が１０８分の１１０以内となっています。

別紙２

消費税率引上げに伴う鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請に
関する意見募集について（東北運輸局権限事業者申請分）

令和元年７月１８日
東 北 運 輸 局 鉄 道 部

消費税率の１０％への引上げに伴う鉄道事業の旅客運賃の上限変更について、本日までに各鉄道事業者から認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集いたします。

意見募集要領

１．意見募集対象

鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請（東北運輸局権限事業者申請分）

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（http://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

３．意見募集期間

令和元年７月１８日（木）から令和元年７月３１日（水）まで

※郵送についても募集期間内の必着といたします。

４．意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付はいたしかねますので、御了承願います。また、ＦＡＸの場合、万が一不具合が生じた場合に対応できない可能性もありますので、①意見提出フォーム又は②郵送による御意見の提出を推奨いたします。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒９８３－８５３７　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地 仙台第４合同庁舎

国土交通省東北運輸局鉄道部計画課　意見募集担当　あて

③ＦＡＸの場合

ＦＡＸ番号　０２２－２９９－８８１０

国土交通省東北運輸局鉄道部計画課　意見募集担当　あて

５．留意事項

御意見が１０００字を越える場合、その内容の要旨を添付してください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、御意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用いたします。

６．その他

提出されました御意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出いたします。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

７．お問い合わせ先

国土交通省東北運輸局鉄道部計画課　意見募集担当

電話番号　０２２－７９１－７５２６